**システム開発契約書（案）**

委託者である甲と受託者である乙は、以下の通り、システム開発に関する契約を締結する。

第１条（契約の目的）

１　甲は、本契約の定めるところにより、甲の●●（以下「本件システム」という）の開発に関する以下の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

　　①企画支援業務

　　②基本設計業務

　　③ソフトウエア作成業務

　　④移行・運用準備支援業務

２　乙は甲に対し、本件システムに関する保守管理業務を別途定める契約に基づき行うものとする。

第２条（成果物の納入）

　乙は、甲乙合意の上定めた期限までに、乙が本契約に基づいて作成したもの（以下「成果物」という）を甲乙合意により定められた方法により納入する。但し、甲により本件業務内容が変更された場合、天災地変その他不可抗力によって乙の業務遂行に支障が生じた場合には、乙は、甲に対し、納期の延長を求めることができる。

第３条（再委託）

　乙は、必要に応じて、各個別業務の全部又は一部を乙の責任において第三者に再委託することができる。但し、当該委託先に対し、第８条に定める乙の秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。

第４条（委託料）

　甲の乙に支払うべき本件業務の対価は、総額金●円とし、甲は、これを以下の通り乙に支払う。

　①一時金として、金●円を本契約成立時に支払う。

　②それ以降は、以下の通り順次支払う。

　　・平成●年●月●日限り、金●円

　　・平成●年●月●日限り、金●円

　　・成果物の引渡しと引き換えに、残額金●円

第５条（委託料の変更）

　乙は以下に定める場合、甲に対し、委託料の変更を求めることができる。

　①甲がシステムの仕様を変更した場合

　②甲がシステムの納期を変更した場合

　③甲の提供した情報、資料に含まれた問題に起因して、乙の開発費用が増大した場合

第６条（資料等の提供、管理、返還）

１　甲は乙に対し、本件業務に必要な資料等の開示、貸与等の提供を無償で行う。

２　乙は、甲から提供された資料等を善良なる管理者としての注意義務をもって管理、保管し、かつ本件業務以外の用途に使用してはならない。

３　乙は、本件業務が終了した後、速やかに甲に対し返還する。

第７条（連絡協議会）

甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、別途定める方法により連絡協議会を開催することとする。

第８条（知的財産権の取扱い）

１　本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産権又はノウハウ等（以下「発明等」という）が甲又は乙のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という）は、当該発明を行ったものが属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。

２　乙が従前から有していた特許権等を本件システムに利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本件システムに利用された場合、甲は、本契約に基づき本件システムを自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を実施又は利用することができる。

３　本件業務の過程で生じた発明等が甲及び乙の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は甲乙の共有（持分均等）とする。この場合、甲及び乙は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。

４　甲及び乙は、前項の共同発明等にかかる特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これを自ら実施又は利用することができる。但し、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方と事前に協議した上で、実際又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。

５　本条の定めにかかわらず、成果物に関する著作権については、第９条によって定めるものとする。

第９条（著作権の帰属）

成果物のうち、プログラムの著作権について、当該プログラムに結合され又は組み込まれたもので乙が従前から有していたプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。以下同じ）の著作権及び乙が本件業務において新たに作成したプログラムの著作権は、乙に留保されるものとする。但し、甲は、納入された当該プログラムの著作物の複製物を、自己使用の範囲において自由に使用し、また著作権法第４７条の２の規定に基づき複製、翻案することができるものとする。

第１０条（成果物の所有権）

　乙が、甲に納入された成果物の所有権は、第４条に基づき、甲より乙へ委託料が完済されたときに乙が甲に移転する。

第１１条（検品）

１　甲は、乙より成果物の納入がなされた日から○日以内に、成果物の検査を行い、その検査結果について乙に通知するものとする。

２　前項の期間内に甲より乙に通知がなされなかった場合には、当該成果物は検査に合格したものとみなす。

第１２条（成果物についての保証）

１　乙は甲に対し、甲が指定する仕様書通りの成果物が開発されていることを保証する。

２　前項の保証期間は納入日から３ヶ月とし、同期間内に前項の保証事項に反することが原因で成果物に不具合が生じた場合には、乙は、自らの費用と責任において改修作業を行うものとする。

３　成果物が第三者の特許権等又は著作権を侵害して、当該第三者より成果物の使用を差し止められた場合又は損害賠償を求められた場合、乙は、第４条に定める委託料総額を限度として、甲に生じた損害を賠償するものとする。

第１３条（解除事由）

　甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

　①重大な過失又は背信行為があったとき

　②支払の停止があったとき、又は仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始等の手続きの申立があったとき

　③手形交換所からの取引停止処分を受けたとき

　④公租公課の滞納処分を受けたとき

　⑤その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

第１４条（協議事項）

　甲及び乙は、本契約の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上これを定めるものとする。

第１５条（合意管轄条項）

　本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の通り契約が成立したので、本契約成立を証するため本契約書２通を作成し、甲乙署名（記名）・押印（捺印）の上、各１通保有するものとする。

平成年　　月　　日

【甲】住所：

　　　名称：

　　　代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【乙】住所：

　　　名称：

　　　代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印